

平成16年4月より顔写真の入った身分証明書を提示することになります

戸籍届出時における本人確認について

最近、本人の知らない間に、虚偽による婚姻や養子縁組などの戸籍届出が行われ、戸籍に記載される事件が全国的に発生し、県内でも同様の事例が確認されています。

そこで、町では虚偽の届出による被害を防止するため、窓口で届出を受ける際には、身分証明書等により本人（当事者）であることを確認します。

●確認の開始日

平成16年4月1日より

●対象となる届出

婚姻・離婚・養子縁組・養子離縁・転籍・分籍などの創設的届出

●身分証明となるもの

運転免許証・パスポート・住民基本台帳カード（顔写真付）など
官公署が発行した顔写真付の許可証、資格証明書

●確認方法

(1) 本人が届出する際、本人確認を行う。本人確認できない場合は、届出書に書かれた届出人に、届出があつたことを郵便でお知らせします。

(2) 使者が届出にきた際「来庁者（使者）確認票」を提出してもらいます。届出書に書かれた届出人に届出があつたことを郵便でお知らせします。

(3) 郵便による届出を受けた際、届出書に書かれた届出人に届出が

あつたことを郵便でお知らせします。

住民基本台帳カード（住基カード）の交付について

このカードは、希望する方に住所の市町村で発行交付します。

カード内に記録されている住民票コードにより、住基ネット及び戸籍等の届出時（写真付）における公的な証明書として本人確認に利用できます。

○申請により写真付カードと写真なしカードを選択できます。

カードの発行手数料は、500円です。（富士見町の場合）

有効期間は10年です。（ただし、他の市町村に転入手続後は、旧住所地発行のカードは使えません。新住所地で発行されたものが有効となります。）

カードに自分で暗証番号を登録します。

カードの大きさはキャッシュカードと同じ大きさです。



※ 窓口に来たときには運転免許証・パスポート・住民基本台帳カードのような顔写真付きの身分証明書を提示してください。



(3等)

高原中学校1年
岩井美怜さん
みさと



(入選)

富士見小学校6年
下林榛菜さん
はるな

平成15年度
明るい選挙啓発ポスターコンクール
入選作品紹介

平成15年度明るい選挙啓発ポスターコンクール第2次（県）審査中学校の部において富士見高原中学校3年生岩井美怜さんの作品が3等に入選。また、小学校の部において富士見小学校6年生下林榛菜さんの作品が佳作に入選しました。